

全国都市緑化フェアin京都丹波にぎわい事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第43回全国都市緑化フェアin京都丹波（以下「フェア」という。）における協働を推進し、開催機運を醸成するため、地域団体等が行う京都丹波の魅力を訪訪者が体感・体験できる交流イベントに要する経費に対して、予算の範囲内において、全国都市緑化フェアin京都丹波にぎわい事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2条 交付金の交付対象となる事業主体は、亀岡市内、南丹市内、京丹波町内（以下「京都丹波地域内」という。）を主な活動範囲とする地域団体等で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 京都丹波地域内の住民等により自主的に組織されていること
- (2) 京都丹波地域内で活動する非営利の団体であること
- (3) まちづくり活動を自主的に行うことを会則、規約等に定めていること
- (4) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条に規定する暴力団員等でない者のみで構成されている団体であって、構成員の半数以上が京都丹波地域内に居住し、通勤し、又は通学する者であること

(事業の内容)

第3条 交付対象事業（以下「事業」という。）の内容は、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の対象としない。

- (1) 構成員の親睦又は趣味的な活動を目的とするもの
- (2) 事業の主たる部分を飲食費等が占めているもの
- (3) 特定の個人又は団体の利益を目的とするもの
- (4) 営利、募金、宗教又は政治を目的とするもの
- (5) 調査又は研究のみを目的とするもの
- (6) その他フェア実行委員会の会長（以下「会長」という。）が事業の対象として適当でないと認めるもの

(事業の公募)

第4条 会長は、事業を募集するにあたり、審査基準、申込期間その他必要な事項を記載した募集要項を定めて、公表するものとする。

(交付申請)

第5条 事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する

前に、全国都市緑化フェアin京都丹波にぎわい事業交付金交付申請書（様式第1号）
に
関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 同一申請者による申請は、年度あたり1回とする。

（交付決定）

第6条 会長は、前条の規定による交付金交付申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、交付金の交付の可否を決定し、その結果を全国都市緑化フェアin京都丹波にぎわい事業交付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第7条 前条の規定による交付金の交付決定を受けた申請者が、事業の内容を変更しようとするとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、全国都市緑化フェアin京都丹波にぎわい事業交付金変更承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付金額の増額がないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

2 会長は、前項の規定による交付金変更承認申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、変更の承認の可否を決定し、その結果を全国都市緑化フェアin京都丹波にぎわい事業交付金変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（指令前着手届）

第8条 申請者は、交付金の交付決定がある前に事業に着手するときは、全国都市緑化フェアin京都丹波にぎわい事業交付金指令前着手届（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 申請者は、事業完了後30日以内又は会長が指定する日のいずれか早い日までに、全国都市緑化フェアin京都丹波にぎわい事業交付金実績報告書（様式第6号）に
関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

（交付金額の確定）

第10条 会長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容等を審査の上、交付金額を確定し、全国都市緑化フェアin京都丹波にぎわい事業交付金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（交付金の請求等）

第11条 前条の規定による交付金額の確定を受けた申請者は、会長が指定する日までに、全国都市緑化フェアin京都丹波にぎわい事業交付金請求書（様式第8号）を

会長に提出しなければならない。

2 申請者は、第6条の規定による交付決定を受けた交付金の全部又は一部について、概算払を請求することができる。

3 会長は、前2項の規定による交付金請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付金を他の用途に使用したとき。
- (2) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正行為があったとき。
- (4) その他会長が適当でないと認めたとき。

(交付金の返還)

第13条 会長は、前条の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、既に交付金を交付しているときは、申請者に交付金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定による返還を命じられた申請者は、その決定に速やかに従わなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

<p>交付対象事業</p>	<p>環境・食農・芸術をテーマとしたシンポジウムや自然体験、農業体験、アート展示、田舎暮らし体験等、地域振興及びフェアの賑わい創出を目的とした交流イベントであって、次に掲げる要件の全てに適合するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域内外の不特定多数に対して、当該イベント及びフェアの情報を積極的に発信すること 2. 当該イベントにおいて、参加した来訪者が地域住民と交流できる仕組みがあること 3. 当該イベント終了後も、参加した来訪者に対して、継続的に地域情報を発信できる仕組みがあること 		
<p>交付対象経費</p>	<p>次に掲げる経費のうち交付対象事業の実施に直接必要となるもの</p>		
	<p>費目</p>	<p>内容</p>	
	<p>謝金</p>	<p>各種体験の講師等、特殊性又は専門性を有する事業協力者への謝金</p>	
	<p>旅費</p>	<p>当該事業協力者又は運営スタッフの公共交通機関料金、私用車燃料代（1 km あたり 37 円以内）</p>	
	<p>諸費</p>	<p>事務消耗品費・資材等の購入費（取得単価 5 万円未満）</p>	
		<p>当該イベント当日の飲料代（1 人 1 回あたり 200 円以内）、当該事業協力者の昼食代（1 人 1 回あたり 1,500 円以内）</p>	
		<p>チラシ・ポスター等の作成及び印刷費</p>	
		<p>仮設会場の電気・ガス・水道使用料、燃料費</p>	
		<p>郵便料金・宅配費等の通信運搬費</p>	
		<p>金融機関の振込手数料等</p>	
		<p>損害保険・ボランティア保険等の保険料</p>	
<p>備品購入費</p>	<p>施設・設備・有料道路・駐車場使用料、物品・車両賃借料 機械・器具等の購入費（取得単価 5 万円以上）（交付対象経費の 3 割以内）</p>		
<p>委託費</p>	<p>Web コンテンツ作成や動画編集等、専門的知識・技術を要する業務の外部委託費（交付対象経費の 5 割以内）</p>		
<p>その他</p>	<p>会長が特に必要かつ相当と認める経費</p>		
<p>交付対象外経費</p>	<p>次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 他の補助金等の交付を受ける経費 2. 事業主体の経常的な運営経費 3. 事業主体の人件費 4. 個人への記念品や賞品等、個人給付的な経費 5. 販売用物品の購入費・材料費 6. その他交付対象経費として不相当と認められる経費 		
<p>交付金額</p>	<p>1 事業主体あたり 20 万円以内（交付対象経費の 8 割以内）</p>		

※上表に記載の金額については、消費税を含む金額とする。

全国都市緑化フェア in 京都丹波にぎわい事業交付金交付申請書

全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会 会長 様

申請者【太枠内に記入／関係書類を添付】

所在地 又は住所	〒 ー
団体名	
代表者名	
電話番号	
メール	

書類送付先【代表者と異なる場合のみ記入】

所在地 又は住所	〒 ー
担当者名	
電話番号	
メール	

下記のとおり事業を実施したいので、交付金 円の交付を申請します。

イベント の名称	1	
	2	
	3	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（別紙1／各イベントにつき1葉作成） <input type="checkbox"/> 収支予算書（別紙2／全イベントを集約して作成） <input type="checkbox"/> 団体会則・規約等（区・自治会等の地縁自治組織は省略可） <input type="checkbox"/> 構成員名簿（構成員の半数以上が京都丹波地域内に居住・通勤・通学していることがわかるもの／区・自治会等の地縁自治組織は省略可）	

別紙 1

事業計画書

イベントの名称		
イベントの内容 (予定)	事業目的と計画概要・プログラム	
	開催日時	
	開催場所	
	参加費	円× 人
	募集者数	人
イベントの仕組 (予定)	地域内外に対するイベント・フェア情報の発信方法	
	参加した来訪者と地域住民の交流方法	
	参加した来訪者に対する継続的な地域情報の発信方法	
イベントの準備 (予定)	実施時期	実施内容

別紙 2

収支予算書

費目		予算額(円)	説明
収入	フェア交付金		対象経費の 8 割(200,000 円)以内
	参加費		円× 人
	繰入金		事業主体の自己資金から繰入
	合計(A)		= 支出合計(B)
費目		予算額(円)	説明
支出	対象	謝金	
		旅費	
		諸費	
	備品購入費		
委託費			
	小計		この金額×8割(200,000円)以内が交付金
対象外			
	小計		
合計(B)			= 収入合計(A)

様

全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会

会長 印

全国都市緑化フェア in 京都丹波にぎわい事業交付金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり交付金の交付（不交付）を決定しましたので通知します。

なお、事業完了後は速やかに交付金実績報告書を 市（町）役所（場） 課（ 支所）へ提出してください。

決定内容	<input type="checkbox"/> 交付 交付金交付決定額 円
	(交付要件) 1. 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (1) 交付金を他の用途に使用したとき。 (2) この要綱及び関係法令に違反したとき。 (3) 偽りその他不正行為があったとき。 (4) その他会長が適当でないことを認めるとき。 2. 交付金の交付決定を取り消した場合、既に交付金を交付しているときは、申請者に交付金の全部又は一部の返還を命じることがあります。 3. 交付金の返還を命じられた申請者は、その決定に速やかに従わなければなりません。
	<input type="checkbox"/> 不交付 (不交付の理由)

※事業完了前に交付金の支払を希望される場合、交付金請求書（概算払）を提出してください。なお、事業完了後、精算していただきます。

様式第3号（第7条第1項関係）

年 月 日

全国都市緑化フェアin京都丹波にぎわい事業交付金変更承認申請書

全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会 会長 様

申請者【太枠内に記入／関係書類を添付】

所在地 又は住所	〒 -
団体名	
代表者名	
電話番号	
メール	

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあった事業の内容を下記のとおり変更したいので申請します。

変更内容 及び理由	
変更後	
交付金額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（別紙1／各イベントにつき1葉作成） <input type="checkbox"/> 収支予算書（別紙2／全イベントを集約して作成）

※事業計画書・収支予算書は、変更前後が比較できるように作成してください。

様

全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会
会長 印

全国都市緑化フェア in 京都丹波にぎわい事業交付金変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった事業について、下記のとおり決定したので通知します。

なお、事業完了後は速やかに交付金実績報告書を 市（町）役所（場） 課（ 支所）へ提出してください。

決定内容	<input type="checkbox"/> 承認 変更後の交付金交付決定額 円
	(交付要件) 1. 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (1) 交付金を他の用途に使用したとき。 (2) この要綱及び関係法令に違反したとき。 (3) 偽りその他不正行為があったとき。 (4) その他会長が適当でないとして認められたとき。 2. 交付金の交付決定を取り消した場合、既に交付金を交付しているときは、申請者に交付金の全部又は一部の返還を命じることがあります。 3. 交付金の返還を命じられた申請者は、その決定に速やかに従わなければなりません。
	<input type="checkbox"/> 不承認 (不承認の理由)

※事業完了前に交付金の支払を希望される場合、交付金請求書（概算払）を提出してください。なお、事業完了後、精算していただきます。

年 月 日

全国都市緑化フェア in 京都丹波にぎわい事業交付金指令前着手届

全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会 会長 様

申請者【太枠内に記入】

所在地 又は住所	〒 -
団体名	
代表者名	
電話番号	
メール	

年 月 日付けで申請した事業について、交付金交付決定前に着手したいので、別記条件を了承の上、届け出ます。

指令前着手が 必要な理由	
事業の着手日	年 月 日（予定） ※事前準備を含む事業開始日

（別記条件）

1. 交付決定を受けるまでの間、事業の趣旨に従い、実施すること。
2. 交付決定を受けるまでの間に実施した事業により損失が生じた場合、その損失は申請者が負担すること。
3. 不交付となった場合又は交付決定額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
4. 着手から交付決定までの間に事業内容を変更しないこと。

全国都市緑化フェアin京都丹波にぎわい事業交付金実績報告書

全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会 会長 様

申請者【太枠内に記入】

所在地 又は住所	〒 -
団体名	
代表者名	
電話番号	
メール	

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあった事業を完了したので、下記のとおり報告します。

イベント の 名 称	1	
	2	
	3	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業報告書（別紙1／各イベントにつき1葉作成） <input type="checkbox"/> 収支決算書（別紙2／全イベントを集約して作成） <input type="checkbox"/> 事業費の明細がわかる支出証拠書類（請求内訳書・領収書等）の写し <input type="checkbox"/> 事業の実施状況がわかる資料（チラシ・記録写真等）	

別紙 1

事業報告書

イベントの名称		
イベントの内容 (実施状況)	実施概要と事業効果（又はその見込み）	
	事業の反省・課題とその解決策	
	開催日時	
	開催場所	
	参加費	円× 人
	参加者数	人
イベントの仕組 (実施状況)	地域内外に対するイベント・フェア情報の発信方法	
	参加した来訪者と地域住民の交流方法	
	参加した来訪者に対する継続的な地域情報の発信方法	
イベントの準備 (実施状況)	実施時期	実施内容

別紙 2

収支決算書

費目		決算額(円)	説明
収入	フェア交付金		対象経費の 8 割(200,000 円)以内
	参加費		円× 人
	繰入金		事業主体の自己資金から繰入
	合計(A)		= 支出合計(B)
費目		決算額(円)	説明
支出	対象	謝金	
		旅費	
		諸費	
	備品購入費		
委託費			
	小計		この金額×8割(200,000円)以内が交付金
対象外			
	小計		
	合計(B)		= 収入合計(A)

別紙2 附表

旅費領収書

事業主体							
受領者	受領日		氏名				印

(内訳)

旅行日	用務内容	用務先	交通手段	出発地	到着地	交通費計算	交通費
受領額合計							

※私用車燃料代を算出する際の距離数は、100m 未満を切り捨ててください。

様

全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会

会長 印

全国都市緑化フェア in 京都丹波にぎわい事業交付金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業について、下記のとおり交付金額を確定したので通知します。

なお、年 月 日までに交付金請求書を 市（町）役所（場） 課（ 支所）へ提出してください。

<input type="checkbox"/> 交付金交付確定額 円
(交付要件)
1. 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (1) 交付金を他の用途に使用したとき。 (2) この要綱及び関係法令に違反したとき。 (3) 偽りその他不正行為があったとき。 (4) その他会長が適当でないと認めたとき。
2. 交付金の交付決定を取り消した場合、既に交付金を交付しているときは、申請者に交付金の全部又は一部の返還を命じることがあります。
3. 交付金の返還を命じられた申請者は、その決定に速やかに従わなければなりません。

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

全国都市緑化フェア in 京都丹波にぎわい事業交付金請求書

全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会 会長 様

申請者【太枠内に記入／該当する「□」にチェック（☑）】

所在地 又は住所	〒 —
団体名	
代表者名	⑩
電話番号	
メール	
請求種別	<input type="checkbox"/> 概算払(事業完了前) <input type="checkbox"/> 精算払(事業完了後)

下記のとおり交付金を請求します。

交付金額		円
振 込 口 座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

委任状【申請団体名と口座名義が異なる場合のみ太枠内に記入】

本交付金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

受任者（口座名義人）

所在地 又は住所	〒 —
団体名	
代表者名	